

第7回第七次看護職員需給見通しに関する検討会が11月22日（月曜日）17時から厚生労働省共用第8会議室で開催された。

今回の議事は、「都道府県からのヒアリング結果について」及び「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書骨子案について」であった。

都道府県からのヒアリング結果については、8月から9月にかけて実施した全都道府県の担当者からのヒアリング結果の報告とヒアリングを踏まえ、厚生労働省において全国的な観点からの整合性に向けた調整を行った都道府県別の第七次看護職員需給見通しである。

需給見通しでは、今回の需給見通し（平成23年から平成27年）の最終年における需要見通しは約150万1千人に対し、供給見通しは148万6千人となっている。

委員からは、

- ・第六次需給見通しの最終年度である平成22年と第七次需給見通しの初年度である平成23年との需給見通しの数値に乖離があるが見積もり方法が甘かったのではないかと。
 - ・各都道府県の見積もり方法にバラツキがあるのでないかと。
 - ・病院等では、超過勤務の問題がありそれらを解決しないといけない。そのようなことは見込んでいるのか。
 - ・訪問看護ステーションは、在宅の重要性からもっと需要が増えるのではないかと。
- 等の発言があった。

第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書骨子案の構成は次のとおり。

1. はじめに
2. 新たな看護職員需給見通しの策定
3. 長期的看護職員需給見通しの推計
4. 看護職員確保対策の推進
5. おわりに

委員からは、

- ・国の検討会として、第六次需給見通しの見込みが実態とズレたことに対する理由を入れる必要がある。
 - ・需要数をもっと増やす必要があるのではないかと。
 - ・定着に向けた促進が重要であり、労働条件や勤務体制の改善に向けた取り組みが必要ではないかと。
 - ・実地、実習指導者など教育スタッフが必要ではないかと。
 - ・看護職員の確保は国の責任であり、報告書に記されたことが実現できるよう予算措置など行う必要がある。
- 等の意見が出された。

最後に座長から、次回は12月9日に報告書案について審議する予定であり、さらに意見があれば事務局に提出するよう指示があった。